

○大阪市住宅供給公社定款

昭和 41 年 1 月 19 日
認 可

最近改正 令和 7 年 6 月 11 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この地方公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅を供給し、もって、土地の高度利用と居住環境の整備による大阪市の再開発を図り、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第 2 条 この地方公社は、大阪市住宅供給公社と称する。

（設立団体）

第 3 条 この地方公社の設立団体は、大阪市とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この地方公社は、事務所を大阪市に置く。

（公告の方法）

第 5 条 この地方公社の公告は、官報及び大阪市公報に掲載して行う。

第 2 章 役員、職員等

第 1 節 役員、職員等

（役員）

第 6 条 この地方公社に、役員として理事長 1 名、理事 10 名以内及び監事 2 名以内を置く。

2 理事のうち 5 名以内は、常任とする。

（役員の職務及び権限）

第 7 条 理事長は、この地方公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、規程で定めるところにより、理事長を補佐してこの地方公社の業務を掌理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、この地方公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通省近畿地方整備局長若しくは大阪市長に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第 8 条 理事長及び監事は、大阪市長が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第 9 条 役員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の兼任の禁止）

第 10 条 理事長又は理事は監事を、監事は理事長又は理事を兼ねることができない。

（職員の任命）

第 11 条 職員は、理事長が任命する。

（兼職の禁止）

第 12 条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみ
ずから営利事業に従事してはならない。

（相談役の委嘱）

第 13 条 この地方公社に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事長の諮問に応じる。

第 2 節 理事会

（理事会の設置及び構成）

第 14 条 この地方公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第 15 条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

- 2 理事又は監事から会議の目的たる事項を附して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（理事会の議事）

第 16 条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。
- 5 理事長が必要と認めた場合において、理事（当該事項について議決に加わるができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

（理事会の議決事項）

第 17 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- （1） 定款又は業務方法書の変更
- （2） 基本財産たる財産の変更
- （3） 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算
- （4） 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき大阪市長に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書
- （5） 規程の制定又は改正若しくは廃止
- （6） 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- （7） その他この地方公社の運営上理事長が重要と認める事項

- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

（業務の範囲）

第18条 この地方公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 住宅の積立分譲を行うこと。
- （2） 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- （3） 都市の再開発に関して、住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- （4） 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- （5） 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- （6） この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- （7） 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （8） 大阪市の委託により、市営住宅の管理その他の委託業務を行うこと。
- （9） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わって当該公営住宅又は共同施設の管理の業務を行うこと。
- （10） 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

（業務方法書）

第19条 この地方公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び合計

（資産）

第20条 この地方公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 この地方公社の基本財産の額は、4,000万円とし、大阪市の出資の額は、次のとおりとする。

大阪市 4,000万円

- 3 基本財産は、安全、かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

（事業年度）

第21条 この地方公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計区分）

第22条 この地方公社は、住宅の積立分譲契約に基づく受入金に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して経理する。

- 2 前項の他の業務に係る会計においては、内訳として積立分譲住宅勘定、一般分譲住宅勘定、賃貸住宅勘定その他必要な勘定に区分する。

（決算）

第 23 条 この地方公社は、毎事業年度の決算を翌年度の 5 月 31 日までに完結しなければならない。

（財務諸表及び業務報告書）

第 24 条 この地方公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財務諸表を作成し、監事の監査を経て大阪市長に提出する。

2 この地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添附し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつける。

（利益及び損失の処理）

第 25 条 この地方公社は、第 22 条第 1 項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 この地方公社は、第 22 条第 1 項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

（余裕金の運用）

第 26 条 この地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- （1） 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- （2） 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- （3） その他国土交通省令で定める方法

第 5 章 雑則

（規程への委任）

第 27 条 この地方公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この定款は、財団法人大阪市住宅協会がこの地方公社へ組織変更した日から施行する。

（最初の役員の任期）

2 この地方公社の最初の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、それぞれの任命権者が定める。

（最初の事業年度）

3 この地方公社の最初の事業年度は、第 21 条の規定にかかわらず、この地方公社への組織変更の日の翌日から昭和 41 年 3 月 31 日までとする。

附 則 （平成元年 4 月 1 日）

この定款は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 8 月 10 日）

この定款は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 1 月 6 日）

この定款は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 19 年 9 月 21 日）

この定款は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 8 月 25 日）

この定款は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 27 日）

この定款は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 3 月 28 日）

この定款は、令和 7 年 6 月 11 から施行する。